

中原区区民提案と都市計画マスタープラン中原区構想「素案」の比較表

(注)この資料は都市計画マスタープランの「区民提案」と「素案」の記述を比較するため、「素案」の作成段階における資料として作業用に整理したものです。あくまで参考資料として御覧下さい。

区民提案書		区別構想		
P	区民提案書であげられた方針記述の項目	P	区別構想において対応する項目	中原区構想「素案」における記述項目等
51	1. 将来像の考え方	9	めざすべき都市像	・区民提案の基本的考え方を尊重し、めざすべき都市像を「もっとすてきになかほら」としました。さらに、この考え方を都市構造や都市計画の考え方として説明・補足するために、サブタイトルを「～20年後も、バランスの取れた今のまちの構造を活かしながら、まちをさらに魅力的なものにしていく～」としました。 ・めざすべき都市像をわかりやすく説明するために、区民提案の策定で議論された事項を<都市像の背景・視点>として整理しました。
52	2. まちのイメージと基本的な“柱”	11	1 バランスの取れた今のまちの構造を活かしながら、さらに魅力的なまちをめざします	・区民提案の基本的考え方を踏まえながら、中原区のまちを構成する要素ごとに、都市構造や都市計画としての視点・目標を再整理しました。
	《まちのイメージ》 “自然”と“人”と“いとなみ”が“共生と交流”しているまち			
	-イメージされたまちの「基本的な柱」-	11	2 「自然」と「人」と「いとなみ」が「共生・交流」しているまちを育みます	・区民提案の7本の柱を、再整理しました。 ・柱となる表現のうち、文言を若干整理しています。特に、「平和で安全・安心・快適なまち」の区民提案の表現は、都市計画に関する基本的方針になじむ文言とするために、「安全・安心・快適なまち」に修正しています。
	水と緑を結ぶ回廊のあるまち			
	歴史・文化の活かされたまち			
	平和で安全・安心・快適なまち			
	商業・産業が充実したまち			
	文化・情報・経済交流のあるまち			
	みんなのやさしい笑顔があるまち			
	住み続けたいふるさとのまち			

54	・2・中原区の都市構造			
	1. まちの拠点	15	1まちの核となる拠点を育みます	
	【都市機能・生活拠点（第3都心）】	15	1(1)広域拠点	・小杉駅周辺地区は、総合計画に即する形で、「広域拠点」として しています。区民提案の趣旨については、商業・業務、研究開発、 文化交流、都市型住宅などの機能が集積した広域的な拠点の 形成と商業振興施策と連携して市民の生活を支える拠点として 整理。
	小杉駅周辺地域			
	【生活・文化拠点】		1(2)生活拠点	・各鉄道駅周辺を、マスタープラン独自の概念として、通勤・通 学や買物など、市民の日常生活を支える「生活拠点」として整 理。
	新城駅周辺地域 中原駅周辺地域 新丸子駅周辺地域			
	向河原駅周辺地域 平間駅周辺地域 元住吉駅周辺地域			
	【緑の拠点】		1(3)緑の拠点	・緑の拠点として、「多摩川緑地」を追加するとともに、「井田山」 を「井田山周辺の緑地群(特別緑地保全地区)」に修正していま す。
	等々力緑地 中原平和公園			
	平間公園 井田山			
55	2. 産業と共生するエリア		2産業と共生するまちを育みます	
	【工業との共生】		2(1)産業の集積エリア	・「工業との共生」を「産業の集積エリア」に変え、それぞれ、地区 名称を列記しています。
	宮内地区 横車輛等周辺 NFC周辺			
	富士通川崎工場周辺 三菱自動車工場周辺			
	【農業との共生】		2(2)農業との共生エリア	・「農業との共生」を「農業との共生エリア」に変えています。地区 の設定にあたっては、町丁ごとの農地率を基準に標記していま す。
	下小田中を中心とした農地群			
55	3. 共生・交流のためのネットワーク軸		3共生・交流を支えるネットワー クの形成をめざします	
	【交流を支える軸】		3(1)交流を支える軸	・「交流を支える軸」の路線名称の表現は、交通体系の方針にお ける「主な幹線道路」としてしています。
	川崎市を縦断する軸：			
	道路 府中街道（鹿島田管線）、南武沿線道路 （小杉管線・川崎駅丸子線）、尻手黒川道路			
	鉄道 JR南武線			
	川崎市を横断する軸：			

	道路 宮内新横浜線、中原街道、綱島街道（東京丸子横浜線）、ガス橋通り（大田神奈川線） 鉄道 東急東横・目黒線			
	【歴史・文化軸】	16	3(2)歴史・文化軸	・区民提案を踏まえて、「中原街道」を「歴史・文化軸」に位置づけていますが、住民による主体的なまちづくり活動を支援することとしています。
	中原街道			
	【水と緑の回廊】		3(3)水と緑のネットワーク	・「水と緑の回廊」は、「水と緑のネットワーク」の用語に修正しています。現在の河川や緑道、街路樹等の連なりを活かすという視点では、「回廊」より、「ネットワーク」の方が、実態をあらわしているという考え方に基づいています。
	多摩川・多摩川緑地 二ヶ領用水水路網 渋谷川 江川 矢上川 緑道等			
61	・1.土地利用	18	土地利用	
66	3.土地利用の方針			
66	(1)秩序ある良好な市街地形成の方針	20	3秩序ある良好な市街地の形成をめざします	耕地整理等により一定の基盤が整備されている住宅地と一定の基盤が整備されないうままスプロール的に宅地化が進んだ住宅地、密集住宅市街地、(2)計画的開発が行われた丘陵地の低層戸建住宅地に区分し、地域ごとの実情に応じたきめ細かな土地利用誘導の考え方を記述。
66	良好な住宅市街地づくり			
68	住宅と工場の適正な住み分け、共生	24	5(3)工場と住宅とが調和した市街地の形成	・工場と住宅とが調和した市街地の形成として、宮内地区等の準工業地域を「住工調和エリア」として、工場の操業環境の維持向上と住環境が調和した市街地の形成をめざすことや、地区計画や建築協定等を活用した土地利用や街なみ景観のルールづくりをめざす住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援を記述。
68	工場跡地の適正な土地利用の誘導	24	5(2)工場跡地の適正な土地利用の誘導	・産業高度化エリア等において、大規模な工場等が、土地利用転換する場合は、道路・公園等の都市基盤施設の改善や周辺市街地の環境改善の促進、周辺市街地との調和に配慮するよう、地区計画等を活用して、計画的な土地利用の誘導に努める旨記述。

69	公園や広場、空地の確保		3秩序ある良好な市街地の形成をめざします	・p.36【都市環境】1「緑を活かしたまちを育みますの項において、公園・緑地等の計画的な配置や維持管理に関する基本的考え方を記述しています。
70	都市機能・生活拠点にふさわしい賑わいのあるまちづくり	18	1(1)広域拠点にふさわしい賑わいのあるまちづくり	・小杉駅周辺地区は、本市の「広域拠点」として、また、中原区の拠点の「商業業務エリア」として、商業・業務・文化・交流・研究開発等の諸機能集積と優良な都市型住宅の建設を適切に誘導し、土地の計画的な高度利用を図り、質の高い複合市街地の形成をめざす旨記述。 ・さらに、JR横須賀線武蔵小杉新駅の整備を進め、あわせて、交通広場、道路等の基盤施設の整備を進めるなど、交通結節点の機能強化や市民館・図書館等の公共施設の再配置、「景観形成地区」として街なみ景観の形成の考え方を記述。 ・(2)地域と連携したまちづくりとして、バリアフリー化や駅周辺や商業施設における放置自転車問題、「小杉地区緑化推進重点地区計画」に基づく地域緑化、新旧の街なみが融合したにぎわいのある商業拠点の形成に向けた、住民や商店街組織の発意による主体的なまちづくり活動を支援を記述。
71	(2)災害に強いまちをつくる			
71	公園や広場・空地の確保	45	(都市防災)1(1) オープンスペースの確保	・都市防災の方針において、公園・緑地等のオープンスペースの確保や市民防災農地の確保、工場等跡地の防災的利用、緑化の推進の基本的考え方を記述。
71	密集住宅市街地の改善	21	3(1) 密集住宅市街地の改善	・木造密集住宅市街地における、建物の不燃化対策や耐震化対策、老朽化した木造建築物の建替更新のを促進、狭あい道路の拡幅の促進による、住宅地の基盤整備の考え方を記述。
72	用途の住み分けの推進	21	3(3)地域の実情に応じたきめ細かな土地利用の誘導 (4)良好な住宅づくりとコミュニティを活かしたまちづくり	・安定、成熟した都市型社会を踏まえて、用途地域等の根幹的な土地利用ルールの基本的枠組みを維持していく旨記述。ただし、現に立地している建築物の規模(容積率)に比べて指定されている容積率の最高限度が特に大きい地区については、地域の実情に応じた質の高い住宅地を形成するために、きめ細かな土地利用誘導方策の検討を記述。 ・まちの良好な街なみ景観や住環境を形成するため、地区計画や建築協定等を活用した土地利用や街なみ景観のルールづくりをめざす住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援します。
73	(3)資源を活かし、魅力あるまちをつくる			

73	河川や水路を活かしたまちづくり	22	4(1)河川や水路を活かしたまちづくり	・多摩川や鶴見川水系の河川、区内を流れる二ヶ領用水は、市街地に残された貴重な水と緑のオープンスペースとして、河川景観と調和した潤いのある街なみを形成するために、地区計画や建築協定等を活用した土地利用や街なみ景観のルールづくりをめざす住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援する旨記述。 ・水路の整備にあわせて、隣接する道路等の緑化や隣接公園、小広場の設置、水路敷の活用について、住民と協働して検討することを記述。
74	歴史的文化資源を活かしたまちづくり	23	4(2)歴史的文化資源を活かしたまちづくり	・社寺や歴史的史跡等の歴史的文化的資源をまちづくりに活かすため、散策路の設定等、住民の発意による主体的な街なみ景観づくりの活動を支援する旨記述。
74	宅地と農地が共生したまちづくり		4(3)農地を活かしたまちづくり	・農地については、良好な都市環境の形成に資する、一団の優良な農地を生産緑地地区に指定して、保全に努めることや、農に親しむことのできる環境の整備と、宅地と農地が共生したまちづくりについての基本的考え方を記述。
75	(4)駅を中心に充実した生活圏を形成する	19	2 鉄道駅を中心に充実した生活圏を育みます	
75	駅を中心とした市街地の形成		2(1)地区コミュニティを支える駅を中心とした生活拠点の形成	・各鉄道駅の周辺地区は、通勤・通学や買物などの日常生活を支える地区コミュニティの「生活拠点」として、利便性の高い魅力ある拠点形成と、市民生活にとって必要な公共施設や近隣商業施設と都市型住宅が調和した市街地の形成をめざす旨記述。さらに、商業振興施策と連携して、街なみ向上をめざした商店街のモール化やバリアフリー化等、住民や商店街組織の発意による主体的なまちづくり活動の支援を記述。
	駅を中心としたコミュニティの形成			同上
	まち全体のバリアフリー化	20	2(2)交通結節点としての地域交通環境の整備	・【交通体系】2(3)の項において、基本的考え方を記述しています。

85	・2．交通体系	28	交通体系	<p>幹線道路の整備については、全市における道路計画の考え方を示しています。現在、マスタープランの庁内検討と並行して、平成17年度から「都市計画道路網のあり方検討」を行なっています。都市計画道路のあり方や都市計画道路の見直しの基本的な考え方について中間報告を行い、意見を伺うとともに、見直し対象路線・区間の選定、路線別見直し方針について平成18年度中に明らかにしていきます。区民提案で提案された事項についても、検討の中で参考にしています。</p> <p>マスタープランでは、「主な幹線道路」について、方針図に図示しています。</p> <p>個別路線ごとの整備計画については、平成18年度中に「道路整備計画」が策定される予定ですので、今後10年間に行なわれる事業は、その中で明らかにしていきます。</p>
93	3．交通体系整備の方針			
	(1)道路交通整備の方針	28	1人々の交流やいとなみを支える体系的な幹線道路網の整備をめざします	
	通過交通と地域交通の入りまじり、混雑の解消		1(1)広域調和・地域連携型の都市構造を形づくる幹線道路網のあり方	<p>・区民提案の「道路の段階構成に対応した幹線道路網」の考え方については、1(1)の項において、<道路区分と交通機能、配慮すべき機能>の表で整理しています。区民提案では、中原区の区域を対象に幹線道路網の考え方を整理していますが、幹線道路のあり方については、「都市計画道路のあり方検討」の中で整理を進めています。</p>
	鉄道の連続立体による渋滞箇所の解消	31	1(5) 鉄道の立体化・踏切の解消	<p>・鉄道事業者による東急東横線の複々線化事業を促進する旨を記述。</p> <p>・JR南武線の連続立体化は、総合計画に即して、京急大師線の連続立体交差事業の進ちよくを見極めながら、JR南武線の連続立体交差化を検討することを記述。</p> <p>・さらに、踏切遮断の長時間化や、歩行者横断の安全性確保に向けて、鉄道事業者との連携により、踏切横断対策を検討する旨記述。</p>

99	駅・大規模都市施設等へのアクセス交通の整備・改善	30	1(1)市域の各拠点を結ぶ幹線道路網の整備	・幹線道路の整備にあたっては、「広域調和・地域連携型」の都市機能の形成に資する路線を優先して整備するとともに、拠点地区における再開発や土地利用転換を支える路線、鉄道駅への交通アクセスの改善に重点を置いて進めること、特に、綱島街道(東京丸子横浜線)等の拠点開発に資する幹線道路網や、府中街道(国道409号線)等の比較的整備の遅れている幹線道路網の整備を推進する旨記述。
100	(2)公共交通体系整備の方針	32	2環境と人に優しい公共交通網の整備をめざします	・公共交通機関網の利便性向上に向けた取組の推進により、過度に自家用自動車に依存しない交通体系の確立と、利用者が安全に安心して、快適に移動できる地域交通環境の形成をめざす旨記述。
	鉄道だけでなくコミュニティバスを併用させる	32	2(2)地域の公共交通網の整備	・コミュニティバス等の地域交通については、路線バスの利用が不便な地域において、市や事業者と連携して、新しいコミュニティ交通の運営や検討を行う市民の主体的な活動を支援する旨記述。
	バス系交通機関で対応するところは、鉄道2駅へのアクセスを可能とする			・市民と事業者、市が連携・協力し、地域特性や利用者ニーズ等を踏まえた地域交通の改善や路線バス網の再編等、事業者による地域に密着した地域交通の計画・運営・運行の促進について記述。 ・区民提案にある、鉄道2駅へのアクセスについては、具体的に記述していない。
	将来、川崎縦貫高速鉄道整備が行われればほぼ全域を鉄道の徒歩圏にする			・コミュニティバス等の地域交通については、市や事業者と連携して、新しいコミュニティ交通の運営や検討を行う市民の主体的な活動を支援することとしており、川崎縦貫高速鉄道線が整備されて以降の具体的方策については、記述していない。
101	(3)歩行者・自転車交通体系整備の方針	33	3歩くことが楽しく、自転車と共生できるまちを育みます	

	幹線歩行者・自転車道の整備		3(1)自動車と歩行者、自転車が共存する安全な道路整備	・幹線道路については、道路幅員や地域の実情に応じて、歩車分離等により、歩行者や自転車が安全・快適に通行できるよう配慮する旨を記述。
102	居住地の周辺の地区歩行者・自転車道の整備			・住宅地内の生活道路は、自動車の円滑な通行に重点を置いてきた道路整備から、歩行者や自転車利用者の安全性・快適性の確保に軸足を移し、相互の適正なバランスを図り、地域の特性に応じた取組を進める旨記述。 ・コミュニティ道路の整備については、具体的な位置づけはないが、生活道路の改善にあたっては、道路整備と交通規制を組み合わせた安全対策を交通管理者との連携により進めるとともに、地域の課題を的確に反映させるため、計画段階から市民との協働による取組を進めることとしている。 歩行者・自転車のネットワークや利用者のニーズを考慮するとともに、歩行者・自動車等の交通量が多く、一定の幅員が確保されている道路については、歩車分離を図るための歩道、自転車歩行車道の設置に努める旨記述
	駐輪場の整備と自転車利用マナー向上の検討		3(2)自転車等駐車場の整備と利用環境の向上	・安全で快適な自転車利用環境と安全な歩行者空間を確保するために、放置自転車問題を地域の課題としてとらえ、市民や事業者の協力を得ながら、自転車等駐車場の整備を推進することや、自転車等の利用環境の向上を図るために、わかりやすい自転車等駐車場の案内板の設置や情報提供を行い、自転車等の利用マナーの向上に取り組み、効率的に自転車を利用できる様々な仕組みの検討等を記述。
109	3.都市環境	36	都市環境	
118	3.都市環境の方針			
119	(1)「緑」を活かした環境整備の方針		1「緑」を活かしたまちを育みます	
	緑資源のネットワークの形成	37	1(2)豊かなみどりをつなぐ緑のネットワークの形成	
	1)等々力緑地と多摩川緑地の一体化	37	1(2)等々力緑地と多摩川緑地のネットワークの改善	・等々力緑地と多摩川緑地との相互のアクセスの改善や、市街地から多摩川への市民のアクセスを改善するために、国が実施する高規格堤防(スーパー堤防)整備事業と連携した公園緑地の整備や市街地整備にあわせた歩行者空間の整備、国による人と川とのふれあい対策事業(緩傾斜スロープ整備等)にあわせた歩行者空間の改善の検討を記述。 ・多摩川は、「多摩川水系河川整備計画」と連携して、川を活かしたまちづくりをめざす旨記述。
		40	3(1)多摩川の河川環境の保全と活用	

	2) 公園・緑道・街路樹等のネットワーク化《緑の回廊づくり》	37	1(2) 公園・緑道・街路樹等のネットワーク	<p>・中原区的环境資源である等々力緑地・多摩川緑地や井田山周辺の「特別緑地保全地区」、中原平和公園、平間公園や緑道等の緑の拠点をつなぐネットワークを形成するために、住宅地における民有地緑化の活動や散策路のネットワークづくりの活動の支援を記述。</p> <p>・街路樹の整備により、潤いのある道路空間の創出に努め、また、河川沿いのまちづくりと連携した景観づくりを市民と協働して取り組む旨記述。</p>
	3) 里山的緑の保全と創出	37	1(2) 里山の緑の保全と創出	<p>・井田山の周辺に残されている斜面緑地は、「(仮称)多摩川崖線軸」として、様々な緑地保全施策を活用し、保全に努めることを記述。</p> <p>・市民と協働して「保全管理計画」を策定し、里山ボランティア等の市民の活動を支援し、保全管理に努める旨記述。</p>
	4) 屋敷林等を活かした緑のネットワークづくり	37	1(2) 屋敷林等を活かした緑のネットワークづくり	<p>・区内に点在する屋敷林や社寺林、井田山周辺の斜面緑地等を緑のネットワーク(緑の回廊)を構成する大切な環境資源として、「保存樹木・保存樹林・保存生垣」の指定や民有地緑化を促進し、住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援する旨記述。</p>
122	利用しやすい公園・緑地づくり	38	1(3) 区民に身近で憩いの場となる公園・緑地づくり	
	1) にぎわいのある等々力緑地と多摩川緑地づくり	38	1(3) にぎわいのある等々力緑地と多摩川緑地づくり	<p>・等々力緑地は、スポーツやレクリエーションの場として利用され、また、市民ミュージアムを中心とした文化と教養の空間として利用されていることから、多くの市民が集うことができ、静けさとにぎわいのある公園として、引き続き整備に努める旨記述。</p> <p>・多摩川河川敷は、多くの市民が楽しみ憩える空間として、自然環境の保全や景観の保全、スポーツ・レクリエーション、環境学習の場等としての活用をめざして「多摩川プラン」を策定し、市民や河川管理者などとの協働・協調の取組により、魅力ある水辺空間づくりに努める旨記述。</p> <p>・NAKAHARA GREENLAND構想等、具体的な整備については、マスタープランに位置づけていない。</p>
	2) 特徴ある街区公園づくり		特色のある街区公園づくり	<p>・地域の身近な「街区公園」は、地域のニーズに沿った特色ある公園の整備に努める旨記述。</p> <p>・身近な公園・緑地は、地域コミュニティを育む拠点として、「公園緑地管理運営協議会」等による身近な緑の育成活動を支援する旨記述。</p>

	3) 公園・緑地の適正配置	36	1(1)計画的な公園・緑地の配置と方針	・緑のネットワークの形成や都市気象の緩和、大気汚染の軽減、騒音の防止などを図るとともに、野鳥や昆虫などの小動物の生息空間を確保し、身近な自然とのふれあいの場の提供など、環境保全の視点から、計画的な公園・緑地の配置に努める等、公園配置の考え方を記述。 ・公園未設置地区の考え方や優先して整備する地区については、緑の基本計画の改定の中で検討していきます。
124	宅地と調和・共生した農地づくり	38	1(4)優良な農地の保全と宅地との調和	
	1) 農地の保全		農地の保全 宅地化する農地の計画的な土地利用	・良好な都市環境の形成に資する一団の優良な農地は、生産緑地地区に指定し、保全に努める旨記述。 ・宅地化する農地については、農家の営農意向や宅地化意向を踏まえ、住民の発意による優良な農地の集約化と良好な住環境を形成する地区計画等の土地利用ルールの方針や、地権者による土地区画整理事業等を支援する旨記述。
	2) 市民のレクリエーションの場としての農地づくり		市民のレクリエーションとして「農」に親しみ、体験できる場づくり	・「農」を知る機会や「農」を体験する場として、体験型農園やレクリエーション農園、学校農園など市民が「農」に親しむことができる仕組みづくりに向けて、農家・市民と協働して取り組むことを記述。 ・農産物の直売所の設置等による地産地消の仕組みづくりなど、農家と住民との協力による「農」のあるまちづくりの活動の支援を記述。
125	(2)「花」を活かした環境整備の方針	39	2「花」を活かしたまちを育みます	
	中原区らしさを活かした景観づくり 《花の回廊づくり》		2(1)中原区らしさを活かした花の景観づくり	
	1) パンジーの花回廊づくり		パンジー等の花を活かした街なみ景観づくり	・駅前空間や商店街における花の植栽や花を活用したガーデニングなど、住民の主体的な民有地緑化の活動を支援し、中原区らしい花を活かした街なみ景観の形成を記述。 ・さらに、花き栽培を中心とした優良な農地は、生産緑地地区に指定し、保全に努める旨記述。
	2) 桜の花回廊づくり(多摩川～二ヶ領用水～渋川～矢上川～江川)		桜並木を活かした緑のネットワークの形成(多摩川～二ヶ領用水～渋川、江川)	・二ヶ領用水や渋川、多摩川の堤防沿いにおける住民の主体的なまちづくり活動を支援を記述。 ・矢上川については、河川管理者との調整により、並木の植栽の可能性がないことから、矢上川は位置づけていない。
	3) 桃の花回廊づくり		桃並木を活かした緑のネットワークの形成(二ヶ領用水)	・二ヶ領用水沿いにある桃並木について、住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援する旨記述。

127	緑化運動の推進		2(2)緑化運動の推進	
	1) 住まいに緑を	39	2(2) 住まいに緑を	・「緑地協定」の締結や「地域緑化推進地区」の認定等、民有地の緑化の推進に努めるとともに、環境や景観の向上に寄与する市街地の緑化に努める旨記述。 ・工場を始めとした事業所の緑化の誘導を記述。
	2) 公共空間に緑を	40	2(2) 公共空間に緑を	・市街地における緑の拠点として、多くの市民が利用する公共公益施設の緑化や遊休地となっている公共事業予定地や街かどのオープンスペース等を活用した市民の活動の支援を記述。 ・一定幅員以上の幹線道路において、道路緑化や住民の活動支援を記述。
	(3)「水」を活かした環境整備の方針	40	3「水」を活かしたまちを育みます	
	親しみやすい河川環境づくり	40	3(2)親しみやすい河川環境づくり	
	1) 緑のネットワークと水のネットワークの融合化	40	3(2) 緑のネットワークと水のネットワークの融合化	・二ヶ領用水、渋川、矢上川、江川沿いの道路を活かした散策路の設定や、緑道等を活用した、多摩川と市内河川との散策路のネットワークづくり等、歩行者空間の改善と住民のまちづくり活動支援を記述。
	2) 水遊びができ、生き物が戻ってくる河川環境づくり	40	3(2) 親しみやすい河川環境づくり	・鶴見川水系の矢上川では、「鶴見川流域水マスタープラン」と連携して、河川整備や河川環境の改善に努める旨記述。 ・河川整備にあたっては、子どもたちが水辺と親しめる河川環境の整備に努める旨記述。 ・二ヶ領用水や水路網の再生をめざして、住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援し、地域の実情に応じた水辺空間の整備に努める旨記述。
	3) 街なみと一体となった河川づくり	41	3(2) 街なみと一体となった河川づくり	・河川や水路沿いの水辺空間を活かした街なみ景観の形成をめざして、住民の発意による主体的な景観のルールづくりの活動を支援する旨記述。
131	環境に配慮しつつ防災に役立つ河川づくり	47	1(3)風水害に強い都市環境づくり	都市防災1(3)風水害に強い都市環境づくりの項において、防災に配慮した河川整備について記述。
	都市環境に配慮した下水道整備	41	3(3)都市の安全、快適な環境づくりをめざした下水道の整備	・下水道施設の早期完成や雨水整備、老朽下水管の再整備、等々力水処理センターやポンプ場の計画的な維持管理と更新を記述。 ・河川の水質改善を図るために、合流式下水道の改善を進めるとともに、等々力水処理センターにおける高度処理施設の導入を記述。
132	(4)「人」にやさしい環境整備の方針			

	誰もが楽しく歩けるまちづくり	33	2(3)バリアフリー化の推進	・交通体系2(3)バリアフリー化の推進の項において、バリアフリーに関して記述。 ・ユニバーサルデザインの考え方については、マスタープランにおいては位置づけていない。
	1)誰もが歩けるまちづくり 2)わかりやすいまちづくり			同上
	2)わかりやすいまちづくり	42	4(1) わかりやすいまちづくり	・まちの資源を活かし、回遊性が高く、誰もが快適に移動できるまちをめざして、市民と協働して作成したガイドラインに基づいて、公共サイン(案内標識)の設置や維持管理に努める旨記述。
134	人・地球にやさしいまちづくり	42	4「まち」の魅力向上のための環境整備をめざします	
	1)エコロジーのまちづくり	43	4(4)環境に優しい循環型のまちづくり	・地球環境問題への対応を考慮し、資源・エネルギーの効率的な利用、廃棄物の発生・排出抑制、再利用・再生利用、水循環構造の保全・再生等の視点に立って、環境負荷が少なく、循環的な社会システムの構築をめざした都市構造の形成や土地利用の誘導、都市施設の整備を進める旨記述。 ・公共施設等への太陽光発電システムやコージェネレーションシステム等の導入に努めるとともに、民間における新エネルギーの普及・促進を進める旨記述。
	2)公害のないまちづくり	42	4(2)自動車公害対策 4(3)市民の快適な生活環境の創造	・自動車の排出ガスの低減や低公害車の普及、自動車利用の抑制などを推進し、自動車公害の防止に努める旨記述。 ・産業公害や都市生活型公害の防止を図るために、環境との調和に配慮した土地利用の誘導や都市施設の整備や市街地開発事業の実施にあたっての環境影響への配慮の考えた等を記述。 ・工場や事業所等からの公害を防止するため、事業者等の適切な取組の指導の考え方を記述。
	自転車と共生するまちづくり	33	3 歩くことが楽しく、自転車と共生できるまちを育みます	・【交通体系】3(2)自転車等駐車場の整備と利用環境の向上の項において、放置自転車対策に関する基本的な考え方を記述しています。また、効率的に自転車を利用できる仕組みの検討を市民と共に進めることを記述しています。
	1)駐輪場の拡張及び方式の検討	34	3(2) 自転車等駐車場の整備と改善	・安全で快適な自転車利用環境と安全な歩行者空間を確保するために、放置自転車問題を地域の課題としてとらえ、鉄道事業者等による自転車等駐車場の整備や再開発などの機会をとらえた整備の推進を記述。
	2)空地等の有効活用による駐輪場の整備			同上

135	市民の意識づくり	34	3(2) 自転車等の利用環境の向上	・駅周辺や商業施設周辺等の放置自転車問題に対応するため、行政、住民、事業者等が協力して、わかりやすい自転車等駐車場の案内板の設置や情報提供を行い、自転車等の利用マナーの向上に取り組む旨記述。
	1) 市民のモラル向上			・まちの美化については、マスタープランでは記述していない。
	2) 良好なコミュニティの形成	21	3(4) 良好な住宅づくりとコミュニティを活かしたまちづくり 地域の住環境の向上に資する住宅づくり	・まちの良好な街なみ景観や住環境を形成するため、地区計画や建築協定等を活用した土地利用や街なみ景観のルールづくりをめざす住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援する旨記述。
136	(5)「まち」の魅力向上のための環境整備の方針	41	4「まち」の魅力向上のための環境整備をめざします4¥	
	中原区らしい街なみづくり	42	(1) 都市的資源と歴史的資源を活かした中原区らしい街なみづくり	
	1) 小杉駅周辺等拠点地区の都市景観づくり	42	4(1) 小杉駅周辺地区の都市景観づくり	・「景観形成地区」として、風格と快適さを感じることができる街なみ景観の形成をめざし「広域拠点」にふさわしい都市景観づくりを促進する旨記述。 ・「緑化推進重点地区」として、公共空間の緑化や民有地における緑化の取組を支援を記述。
	2) 住宅地の良好な家なみづくり	42	4(1) 住宅地における良好な街なみ景観づくり	・住宅地においては、地区計画や建築協定等を活用した土地利用や街なみ景観のルールづくりをめざす住民の発意による主体的なまちづくり活動の支援を記述。
	3) 歴史遺跡を保存・活用した街なみづくり	42	4(1) 歴史的資源を保存・活用した街なみづくり	・二ヶ領用水や中原街道、川崎七福神等の歴史的資源を大切に保存しながら、有効に活用したまちづくりを進めるため、住民の発意による、歴史的資源を活かした主体的な街なみ景観づくりの活動を支援す旨記述。
	4) 楽しく、憩い、集える街なみづくり	42	4(1) 楽しく、憩い、集う街なみづくり	・鉄道駅の周辺地区における、住民や商店街組織の発意による、地域の個性を活かした主体的な街なみ景観づくりの活動の支援を記述。
145	- 4 . 都市防災	45	都市防災	・「都市防災」の方針については、「地域防災計画」との整合性に配慮し、全体構想との整合性や7区の区別構想との整合性を考慮し、方針記述の章立てや内容を統一しています。
148	3 . 都市防災の方針			

148	(1) 災害を起こさないまちづくり	45	1 災害に強い都市構造の形成をめざします	(1) 震災に配慮した土地利用の推進 防火地域の拡充 オープンスペースの確保 緑化の推進 (2) 震災に強い市街地の形成 拠点地区等の整備 既成市街地の災害予防対策 建築物の耐震・不燃化の促進 (3) 風水害に強い都市環境づくり 河川の整備 市街地の浸水対策 がけ崩れ等の土砂災害の防止 (4) 都市施設の防災性の向上等について基本的な考え方を記述
	《地震災害・火災》			
	《水害》			
	《土砂災害》			
148	(2) 災害を拡げないまちづくり			
149	(3) 安全な避難を確保するまちづくり	47	2 安全に避難できるまちをめざします	(1) 地域防災拠点の整備 (2) 消防署の整備 (3) 避難対策の確立 (4) 避難路の安全性の確保 避難路のネットワーク ブロック塀等の転倒防止 落下物防止対策等の基本的考え方を記述
149	(4) 迅速に復旧・復興できるまちづくり			
150	(5) 地域を守る・地域で守るまちづくり	48	3 地域コミュニティにおける災害に強いまちを育みます	・災害に強いまちを形成するために、町内会・自治会や自主防災組織と連携して、地区の安全性について点検するなど、住民の発意による主体的な防災まちづくり活動を支援する旨記述。
	第 章 地域別方針		・地域別の項立はしていませんが、それぞれの地区で提案された内容について、できる限り各分野別の方針に活かして記述することとしました。	
157	- 1 . 北部地域			
185	- 2 . 南部地域			
209	- 3 . 東部地域			

239	第 章 区民提案の推進について	13	【実現・推進方策】2都市計画マスタープランの進行管理	<p>・まちづくりは、その目標の実現には、時間を要することから、長期的な見通しに立って取り組むことが必要です。マスタープランは、おおむね20年後の将来の都市像を展望し、目標に至る基本的方向を明らかにするものです。その実現の過程について進行管理し、その進ちょく状況を明らかにするとともに、策定後の状況の変化に対して、適切な政策判断が行われる必要があります。</p> <p>計画(Plan)を、実行に移し(Do)、その結果・成果を評価し(Check)、改善し(Action)、次の計画(Plan)へとつなげていく、マスタープラン実現・推進の進行管理の仕組みづくりについて記述。</p> <p>・計画熟度と実施主体について、語尾で使い分けています。</p>
		8	【策定の趣旨と位置づけ】	